

女川原子力発電所1号機
原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂について

2022年12月9日に実施された「東北電力(株)女川原子力発電所第1号機第2回定期事業者検査期間の変更に係る面談」において、女川1号機で確認された原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づく報告」(以下「法令報告」という。)の対象となるか否かについて、事故対処室に確認する旨の見解が示されたことを受け、当社見解について以下のとおり説明する。

1. 事象の概要

2022年5月、1号機原子炉建屋オペレーションフロアに設置している天井クレーンの定期点検において、クレーン走行部の支持台座にき裂が発生していることを確認した。

このため、7月から8月にかけて詳細点検を実施したところ、合計8カ所のき裂を確認した。

当該き裂は、前回点検時(2021年12月)には確認されておらず、2022年3月16日に発生した地震によって生じたものと推定されること、地震発生時、当該天井クレーンは待機除外であったことなどから、法令報告対象外(後述)と判断してCAPにおいて不適合処置を進めている。

(添付資料)

2. 法令報告要否について

当該天井クレーンは、「安全上重要な機器等を定める告示(経済産業省告示327号)」における「(十三)燃料を安全に取り扱う機能」のうち、「1.燃料取扱設備」に該当し、安全上重要な機器に該当する。

安全上重要な機器において点検により損傷が確認された場合の法令報告要否判断については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令)」において、「安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用中又は待機中に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。」との解釈が示されている。

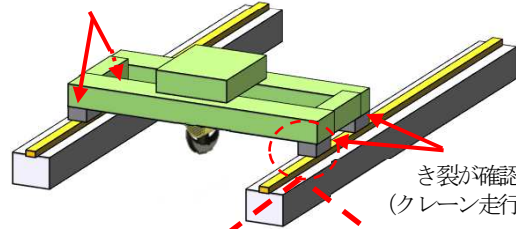
当該き裂は、2022年3月16日に発生した地震によって生じたものと推定されること、地震発生時、当該天井クレーンは待機除外(電源断)であり、燃料の取り扱いに係る作業は行っていないことから、本解釈に基づき、法令報告対象外であると判断したものである。

以上



クレーン全景 (写真)

き裂が確認された部位
(クレーン走行部の支持台座)



き裂が確認された部位
(クレーン走行部の支持台座)

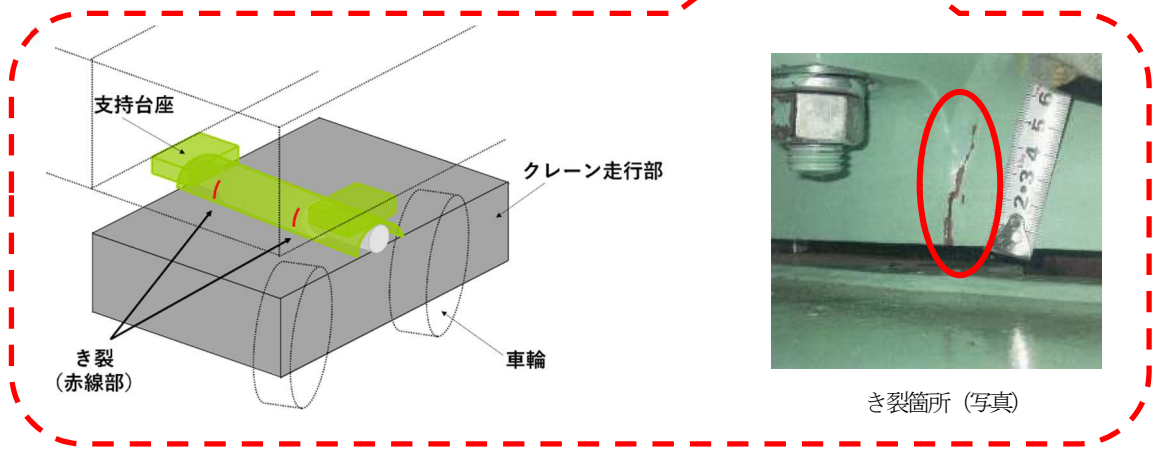


図 原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂に係る概要図